

# 月1回の漏水チェックで、 節約・節水を！

最近、地下漏水に伴う使用料金の減額申請件数が増加しています。給水装置の老朽化も考えられますが、ほんのちよつとした点検で、水のムダ遣いや負担を最小限に抑えることができます。月に一度は、水道メーターの確認をお願いします。

蛇口を閉めても  
このパイロットが  
動いていたら…

## 簡単な漏水チェック

- ①家中の蛇口を全部閉める。(トイレも使用しない。)
- ②水道メーターのパイロットを確認する。
- ③パイロットが動いていたら、漏水しています。
- ④どこから水漏れしているかを確認する。
- ⑤発見できない場合は、すぐに市が指定する水道工事店に連絡する。(下表)

### 水道工事店(指定給水装置工事事業者)

水道工事店	電話番号	所在地
岩井水道工業所	983-3066	大 平
友澤設備	982-1381	
功栄設備	982-5888	中 村
未来設備	983-5282	尾 崎
(有)港南設備	982-4487	稲 荷
(有)協和設備工業	983-4185	上吾川
(有)ハヤタ設備工業	983-0398	
株伊予設備	983-4613	米 湊
佐伯工業所	983-1244	灘 町
株佐々木工業所	983-0450	湊 町
K・シマダ	983-6553	下吾川
西岡建材(株)	983-1598	
豊田設備	982-6867	
(有)二宮水道工業	983-2819	
武智水道工業(株)	982-1268	上三谷
三谷工務	989-0117	中 山
(有)田中興業	967-0558	
株中山建設	967-1035	出 瀧
(有)栄電機設備	967-1318	
(有)升田金物店	967-0067	上 灘
藤岡工業(株)	986-0350	灘 町
伊予市管工事業協同組合(業者紹介)	982-7083	

※このほか、市外の水道工事店(指定給水装置工事事業者)もありますが、漏水状況を確認する必要があるため、工事中、漏水箇所を写真で記録するよう業者に指示をお願いします。



## 地下漏水等使用料の 減額制度

給水装置は、個人の財産であり、その管理義務は給水条例で使用者等にあると規定されています。

そのため、漏水があつた場合でも、料金は水道メーターで計量した水量に基づいて計算されます。

※調査や修理の費用は、すべて自己負担となります。  
※漏水をそのままにしておく、負担が大きくなり、また、水の無駄遣いになります。宅内での漏水を早期に発見するためにも、月に一度は水道メーターの確認をお願いします。

しかし、地下漏水など、管理者としての注意義務の範囲を超えていると認められる場合には、通常使用量を差し引いた漏水量(最大4か月分の)の半分の料金を減額する制度があります。

### ■問い合わせ

伊予市水道部水道課  
☎982-1111

(内線712)

※状況によっては、減額できない場合もありますので、詳しくは水道課業務係へお問い合わせください。

ただし、受水槽を設置している場合は、漏水量の3分の1を限度としています。

修理後、水道工事店(指定給水装置工事事業者)の修理済報告書を添付の上、使用料金減額申請の書類を水道課に提出してください。